

日薬連発第227号
平成29年4月4日

加 盟 団 体 殿

日 本 製 薬 団 体 連 合 会

「医療機器及び体外診断用医薬品の製品群の該当性について」
の一部改正について

標記について、平成29年3月31日付け薬生監麻発0331第3号にて厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課長より通知がありました。

つきましては、本件につき貴会会員に周知徹底いただきたく、ご配慮の程よろしくお願い申し上げます。

薬生監麻発0331第6号
平成29年3月31日

日本製薬団体連合会 会長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課長



「医療機器及び体外診断用医薬品の製品群の該当性について」
の一部改正について

標記について、平成29年3月31日付け薬生監麻発0331第3号厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課長通知をもって、別添（写）のとおり各都道府県衛生主管部（局）長宛て通知したので、貴団体会員等に対し周知願います。





薬生監麻発0331第3号
平成29年3月31日

各都道府県衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課長
(公 印 省 略)

「医療機器及び体外診断用医薬品の製品群の該当性について」
の一部改正について

医療機器及び体外診断用医薬品の一般的名称の「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第23条の2の5第7項第1号に規定する医療機器又は体外診断用医薬品の区分を定める省令」(平成26年厚生労働省令第95号)別表第1及び別表第2に定める区分への該当性については、「医療機器及び体外診断用医薬品の製品群の該当性について」(平成26年9月11日付け薬食監麻発0911第5号。以下「製品群該当性通知」という。)により示しているところです。

今般、平成29年3月31日付けで「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第5項から第7項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器の一部を改正する件」(平成29年厚生労働省告示第157号)が告示されたことに伴い、製品群該当性通知の一部を下記のとおり改正しますので、貴管内関係業者、関係団体等に対し周知徹底を図るようお願いいたします。

なお、本通知の写しを各地方厚生局長、独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長、一般社団法人日本医療機器産業連合会会長、日本製薬団体連合会会長、一般社団法人日本臨床検査薬協会会長、一般社団法人米国医療機器・IVD工業会会長、欧州ビジネス協会医療機器委員会委員長、欧州ビジネス協会臨床検査機器・試薬(体外診断)委員会委員長及び医薬品医療機器等法登録認証機関協議会代表幹事宛て送付することとしています。

記

製品群該当性通知別紙 2

別表 第 1	別表 第 2	クラス 分類	一般的名称	該当製品群	備考欄 番号
-	1228	II	ハロタン用麻酔薬気化器	呼吸器用の能動な医療機器（酸素療法用の高圧チャンバー及び吸入麻酔用の機器を含む。）	2-E-02
-	1229	II	メトキシフルラン用麻酔薬気化器	呼吸器用の能動な医療機器（酸素療法用の高圧チャンバー及び吸入麻酔用の機器を含む。）	2-E-02

の項を削除する。

1132	-	III	縫合部補強材	軟組織の機能を代替する非能動な埋植医療機器	2-B-04
------	---	-----	--------	-----------------------	--------

の項の次に次のように加える。

1133	-	III	ハロタン用麻酔薬気化器	呼吸器用の能動な医療機器（酸素療法用の高圧チャンバー及び吸入麻酔用の機器を含む。）	2-E-02
1134	-	III	メトキシフルラン用麻酔薬気化器	呼吸器用の能動な医療機器（酸素療法用の高圧チャンバー及び吸入麻酔用の機器を含む。）	2-E-02